

水橋フィッシャリーナ利用規程

第1節 目的

(目的)

第1条 この規程は、水橋フィッシャリーナ（以下「フィッシャリーナ」という。）の利用に関する事項を定め、もってフィッシャリーナ施設の円滑な管理・運営と、契約艇の管理・使用・航行等により発生する事故を防止し、特定非営利活動法人浦島倶楽部（以下「浦島倶楽部」という。）とフィッシャリーナ利用契約者（以下「契約者」という。）及びその他のフィッシャリーナ利用者（以下「施設利用者」という。）の安全と利便を図ることを目的とします。

第2節 保管契約・利用料金

(艇保管に係る契約)

第2条 艇保管については、浦島倶楽部と契約者で別紙契約書を取り交わすものとします。

2 利用期間は、利用開始日から翌年の3月31日までとします。

(利用料金)

第3条 施設の利用料金は、富山市フィッシャリーナ条例にて定めのある額を変えない範囲内において、市長の承認を受けて定めた額とし、別表のとおりとします。

2 上記条例に定めのない施設、機器等の利用料金は、浦島倶楽部の自主事業として、市長の承認を受けて定めた額とし、別表のとおりとします。

3 契約者及び施設利用者は、浦島倶楽部に利用料金を利用開始日までに納付するものとします。

4 利用料金のうち、契約者が支払う保管料については利用期間の全額を浦島倶楽部が指定する利用開始前の期日、指定する方法で一括納付するものとします。ただし、浦島倶楽部が特別の理由があると認める場合は、この限りではありません。

5 利用料金の支払いに要する費用は、契約者及び施設利用者が負担するものとします。

第3節 保守・管理等

(契約艇の保守管理)

第4条 契約艇の盗難、毀損等については、浦島倶楽部はその責任を負いません。各自の責任において注意し、次の事項は必ず励行してください。

(1) 貴重品などは艇内に置かず、持ち帰る等盗難防止に努めてください。

(2) 暴風雨その他の災害による被害の発生が予想される時は、速やかに艇の保管場所の状況等を点検し、自艇の安全を図りつつ、他の艇に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じてください。

2 浦島倶楽部は、フィッシャリーナの管理上必要があると認めたときは、契約艇の移動・ロープの交換、内部の点検等の作業を行うことがあるものとし、浦島倶楽部がこれらの作業を行ったときは、契約者に対し、それに要した費用を請求します。

3 契約者は、浦島倶楽部の承諾を得ることなく、契約艇の保守管理を第三者に委託することはできません。

(備品設備)

第5条 契約者は、契約艇に必ず法令の定める安全備品等を備えなければなりません。

- 2 契約者は、船台を用意しなければなりません。
- 3 契約者は、契約艇に備えつける備品、用品等に必ず船名を入れなければなりません。
- 4 契約者は、浦島倶楽部へ連絡できる通信設備として携帯電話を確保しなければなりません。
- 5 契約者は、契約艇に浦島倶楽部から指示された位置にステッカーを掲示しなければなりません。

(修理)

第6条 フィッシャリーナで契約艇の修理等を行うときは、事前に浦島倶楽部に届け出たうえで、その指示に従わなければなりません。

- 2 契約者及び修理業者は、その責任において修理後の後片づけを行わなければなりません。

(契約艇の一時搬出)

第7条 契約者は、保管場所使用期間中、航行以外の目的で契約艇を一時的にフィッシャリーナから搬出する時は、浦島倶楽部に届け出なければなりません。

(契約艇の予備鍵の保管等)

第8条 契約者は浦島倶楽部に対し、契約艇の予備鍵の保管を委託しなければなりません。

- 2 浦島倶楽部は契約艇の予備鍵の貸し出しを契約者の許可無しには行いません。

第4節 使用・航行等

(契約艇の操船)

第9条 契約者以外の者は、契約艇を操船できません。ただし、事前に契約者が浦島倶楽部に、契約者以外の者に契約艇を操船させることを書面で通知し、浦島倶楽部がこれを承諾したときは、この限りではありません。

- 2 契約者は、契約艇の利用者が契約艇の操船または使用により生じさせた事故の責任を、当該利用者と連帯して負担するものとします。

(上下架)

第10条 艇の上下架に際しては、原則契約者、施設利用者が立ち会いの下、ヤード担当者の指定する順番に従って、艇の損傷防止及び安全確保のための処理をヤード担当者と共同して行わなければなりません。

- 2 上下架作業を予約制とし事前に浦島倶楽部事務局に連絡して下さい。
- 3 契約艇を上下架する場合は、原則事前に上下架料又は上下架回数券を渡してください。
- 4 気象、海象条件及び緊急時等やむを得ない事由により上下架作業を中止することがあります。

(出帰港・航行等)

第11条 契約者は、フィッシャリーナから出港するときは、あらかじめ出帰港届を提出しなければなりません。

- 2 契約者は、フィッシャリーナから出帰港するときは、指定する航路を航行しなければなりません。

- 3 契約者は、フィッシャリーナから出港した後、航行中に天候の急変その他の事由によりフィッシャリーナへの帰港が不可能となったとき、または帰港予定時刻遅延の可能性が生じたときは、必ずその旨を事務局まで連絡しなければなりません。
- 4 浦島倶楽部は、帰港予定時刻を著しく経過したにもかかわらず、前項の連絡がないときは海上保安部及び警察署等の救助機関に通報し、捜索を要請することができます。
- 5 契約者は、フィッシャリーナに帰港したときは、速やかに、浦島倶楽部事務局にその旨を報告しなければなりません。
- 6 契約者は、契約艇を航行させるときは、海枝免状、船舶検査証明書、船舶検査手帳を携帯しなければなりません。
- 7 航行の安全のため、港則法等関係法令を遵守し、周辺海域の気象・海象情報等を把握し、船長の責任において航行しなければなりません。
- 8 浦島倶楽部は、契約者に対し、荒天時（台風・強風・波浪等）の出艇を中止させることがあります。

（事故報告）

- 第12条 契約者は、操船中に第三者（第三者には同乗者を含みます。）を死傷させたときは、直ちに救助活動を行うとともに、管轄海上保安部及び消防署又は警察署その他必要な機関及び事務局に対し、通報しなければなりません。
- 2 契約者は、操船中に第三者の物を損壊した場合は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、被害者、漁業被害にあつては被害者の所属する漁業協同組合、管轄海上保安部及び浦島倶楽部に対し、当該事故について講じた措置を報告しなければなりません。

（漁業従事者との紛争）

- 第13条 漁業従事者と紛争が生じたときは、契約者は事務局に対し、速やかに紛争の内容、発生場所、発生時刻、相手方の名称その他の事項を報告しなければなりません。

（給水・給電設備の使用）

- 第14条 契約者は、給水・給電設備を随時使用することができます。
- 2 前項の場合においても、付帯している設備等の使用に支障をきたすような場合は、その使用を制限することがあります。
 - 3 節水・節電に努めて下さい。

第5節 一般事項

（フィッシャリーナ施設での遵守事項）

- 第15条 フィッシャリーナ施設の営業時間は午前8時30分から午後5時30分まで、定休日は火曜日と12月29日から翌年1月3日までの年末年始です。
- 2 シャワー室を利用する場合は、事務局に申し込みください。
 - 3 フィッシャリーナ施設では、所定の場所（灰皿の設置場所）以外での喫煙は禁止します。
 - 4 フィッシャリーナ施設への火気の持ち込みは禁止します。
 - 5 指定場所以外への車両、艇等の乗り入れは禁止します。ただし、事務局が事前に承認した場合はこの限りではありません。
 - 6 フィッシャリーナ施設での釣り行為や遊泳行為等は、禁止します。
 - 7 何人も、フィッシャリーナにおいて、他の者に対し乗船を勧誘、又は営業行為、及びこれ

に準ずる行為をしてはならないものとします。ただし、富山市が事前に許可した場合は、この限りではありません。

- 8 ゴミは、事務局の指示に従って、可燃物、びん、カンに分別し、所定の場所に置いてください。
- 9 産業廃棄物扱いのゴミ（バッテリー、オイル、塗料、大型廃品等）はお持ち帰りのうえ処分してください。（フィッシャリーナへの投棄は厳禁します。）
- 10 フィッシャリーナ施設では、他に迷惑のかかる行為は禁止します。
- 11 その他浦島倶楽部が適当でないと判断した場合は、浦島倶楽部の指示に従うものとします。

（利用制限）

第16条 浦島倶楽部は、フィッシャリーナにおいて主催または後援する行事等を実施する場合、フィッシャリーナ施設の利用を制限することがあります。

- 2 浦島倶楽部は、フィッシャリーナ保守管理、工事等によりフィッシャリーナ施設の利用を制限することがあります。

（損害賠償）

第17条 浦島倶楽部は、フィッシャリーナ施設の損壊が明らかに契約者の責任による場合、原状回復及び損害賠償を請求するものとします。

- 2 前項の損壊した者が契約者の同行者であるときは、契約者は、それらの者と連帯して、損害賠償の責を負います。

（規程の改定）

第18条 この規程は、浦島倶楽部の必要に応じて、改正することがあります。

（規程等の遵守）

第19条 契約者は、本規程及び港則法、海上衝突予防法、並びに海上交通安全法等の海事関係法令を遵守しなければなりません。

（規程違反に対する措置）

第20条 契約者が本規程又は海事関係法令の規定のいずれかに違反したときは、浦島倶楽部は、速やかに、本規程違反是正の催告その他適宜な措置をとるものとします。

附 則

（規程の効力発生時期）

この規程は、平成23年7月1日よりその効力を生じます。

附 則

この規程は、令和4年9月1日より施行します。

附 則

この規程は、令和5年12月1日より施行します。

水橋フィッシャリーナ利用料金表

別表

以下の表記の金額はすべて円（消費税込み）です。

（富山市フィッシャリーナ条例に定めのあるもの）

保管料

種別	区分（艇長）	単位	令和6年3月迄		令和6年4月以降	
			月額	年額	月額	年額
水面 係留 施設	～5m未満	1隻につき1月	11,880	142,560	12,540	150,480
	5m以上～6m未満	1隻につき1月	12,980	155,760	13,640	163,680
	6m以上～7m未満	1隻につき1月	14,080	168,960	14,740	176,880
	7m以上～8m未満	1隻につき1月	15,180	182,160	15,840	190,080
	8m以上～9m未満	1隻につき1月	16,280	195,360	16,940	203,280
陸上 保管 施設	～5m未満	1隻につき1月	9,680	116,160	10,340	124,080
	5m以上～6m未満	1隻につき1月	10,780	129,360	11,440	137,280
	6m以上～7m未満	1隻につき1月	11,880	142,560	12,540	150,480
	7m以上～8m未満	1隻につき1月	12,980	155,760	13,640	163,680
	8m以上～9m未満	1隻につき1月	14,080	168,960	14,740	176,880

施設使用料

種別	単位	令和6年3月迄		令和6年4月以降		
		契約者	施設利用者	契約者	施設利用者	
上下架施設	1回（往復）につき	1,650	4,400	2,000	5,000	
回数券	1枚綴り （1枚1往復）	16,500	/	20,000	/	
ビクター棧橋（※）	1隻につき1日	450	2,750	500	2,750	
修理ヤード（※）	1日につき	1,100	2,200	1,200	2,200	
会議室	小会議室	1時間につき	330	330	330	330
	中会議室	1時間につき	440	440	440	440
電気設備	1日につき	0	330	0	330	

※契約者は、3日間無料で4日目から日単位で有料となります。

（富山市フィッシャリーナ条例に定めのないもの）

施設使用料

種別	単位	令和6年3月迄		令和6年4月以降	
		契約者	施設利用者	契約者	施設利用者
陸上保管施設用地（※）	1隻につき1日	450	450	500	900
シャワー室	1回につき	0	100	0	100

※契約者は、3日間無料で4日目から日単位で有料となります。

機械器具使用料（契約者）

種別	単位		令和6年3月迄		令和6年4月以降	
高压洗浄機貸出	1回（2～3時間）		2200		2400	
洗浄用船台貸出	1回 <small>（3日まで）</small>	1日 <small>（4日目以降）</small>	550	550	600	600
栈橋電源アダプター貸出	1回 <small>（3日まで）</small>	1日 <small>（4日目以降）</small>	100	100	100	100

船底洗浄料請負料金（洗浄機・上下架・船台含み）（契約者）

種別	単位	令和6年3月迄	令和6年4月以降
船底洗浄のみ	1隻	10,000	13,000
船底洗浄・洗剤・サビトール	1隻	20,000	24,000

船台の乗せ替えを行う場合はクレーンによる上下架料金必要

船底塗装請負料金（塗装代込、上下架料別）（契約者）

種別	単位	令和6年3月迄	令和6年4月以降
2.2フィート以下	1隻	18,000	22,000
2.2～2.5フィート	1隻	19,000	23,000
2.6フィート以上	1隻	20,000	24,000

手数料等（契約者）

種別	単位	令和6年3月迄	令和6年4月以降
船舶検査代行手数料	1隻	8,000	8,000
船舶名義変更等手数料	1隻	5,000	5,000
船籍港シール	1枚	100	100
積雪管理手数料（雪おろし）	1隻	5,000	6,000
バッテリー充電	1基	400	400
各種購入手数料	購入価格×%	10%	10%

消耗品等販売価格（契約者）

種別	単位	令和6年3月迄	令和6年4月以降
ロープ（1.6mm）クレモナ	1m	290	310
ロープ（1.4mm）クレモナ	1m	250	270
ロープ（1.6mm）Wプレートブラック	1m	330	350
ロープ（1.4mm）Wプレートブラック	1m	300	320
サビトール（2ℓ/缶）	1缶	3,300	3,500
信号紅炎（2本セット）	1セット	5,500	5,500
うなぎ塗料 2K	1缶	10,000	10,000
うなぎ塗料 4K	1缶	13,500	13,500